別表七（二）付表一　記載要領

1　この表は、通算法人又は他の通算法人が法第57条第１項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合（法第64条の７第１項第１号から第３号まで又は第５項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。）に記載すること。

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（法第64条の７第５項の規定の適用がある場合に限る。）には、「発生欠損金額の明細」及び「修正申告である場合」の各欄のみ記載すること。